

周南市一般不妊治療費助成事業の申請について

周南市では、所得に関係なく助成を受けることができます。

- * 周南市一般不妊治療費助成事業は、**1年度間**（4月～翌年3月まで）の保険適用の不妊治療（ただし、人工授精、体外受精及び顕微授精（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を含む）を除く。）が対象で、1年度あたり3万円以内で助成します。
- * 助成期間は**通算5年**で、3年目以降は医師が必要と判断した場合に限ります。

チェック欄	申請時にお持ちいただくもの
☐	① 一般不妊治療費助成事業申請書 （申請者が記載） ※ご夫婦で1枚の申請書を記入し、振込先はご夫婦どちらかの口座を指定してください。 ※ご夫婦の住所が異なる場合、どちらか一方の住所を有する市へ申請してください。 他方の市に対し、助成金支給の有無を確認する場合があります。
☐	② 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書 （医療機関・薬局が記載） ※保険適用の不妊治療（薬代を含む）が対象で、証明は 医療機関や薬局ごとに必要 です。
☐	③ 医療機関または薬局発行の領収書原本 （保険適用分） ※②の一般不妊治療費助成事業医療機関証明書に記載されている診療期間内の領収書全て
☐	④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることと現住所が記載された書類 （申請日の1か月以内に発行されたもの） （例）住民票（続柄を記載した世帯票） ④ご夫婦の住所が異なる場合は、戸籍謄本または戸籍抄本（ご夫婦が記載されたもの）も必要
☐	⑤ 申請日において、ご夫婦それぞれの最新の所得課税証明書（世帯票） ※6月以降に申請をする場合は、6月1日以降に所得課税証明書の発行手続きを行ってください。 ※ご夫婦どちらかの所得がない場合も証明が必要です。 ※市外から転入された方は、1月1日の住所地の市町村でなければ交付されませんのでご注意ください

【参考：周南市手数料（1通あたり）】周南市役所市民課、各総合支所、または各支所で取得できます。
住民票（世帯全員・世帯の一部）：200円、戸籍謄本・戸籍抄本：450円、所得課税証明書（世帯票）：200円

申 請 期 限

治療を受けた日の属する年度の3月31日までに提出してください。
④3月31日を過ぎると助成ができませんので、申請期日にご注意ください！
※期限の最終日が土日の場合は、直前の平日が窓口の申請期限です。郵送申請は3月31日消印有効

助成金の支払時期

申請から1か月程度かかります。ただし書類に不備がある場合、以前お住まいの自治体に助成歴を照会する場合、申請が混み合っている場合にはこれより時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

申 請 窓 口

☐ あんしん子育て推進課	〒745-0005 周南市児玉町1-1	} ☎0834-22-8550
☐ 新南陽総合支所	〒746-0034 周南市富田1丁目1番1号	
☐ 熊毛総合支所 市民福祉課	〒745-0698 周南市熊毛中央町1-1	☎0833-92-0013
☐ コアプラザかの	〒745-0302 周南市大字鹿野上字サヤノ原10910	☎0834-68-2302